

令和5年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
（新型コロナウイルスワクチン接種事業）

1 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

2 繰越明許の理由

これまで新型コロナウイルスワクチンは予防接種法の「臨時接種」に位置付けられ、令和3年2月17日から令和6年3月31日まで接種を実施してきた。

以下の理由により令和5年度中に支出を終えることができないため、予算の一部を繰り越す。

ワクチン接種の実施報告書である予診票が医療機関から令和6年4月以降も順次提出され、これを審査し、接種費用を支出する必要があること。

予防接種法に定める予防接種健康被害救済制度について、既に厚生労働省に進達した申請の審査結果が、令和6年4月以降に厚生労働省から区に通知されることが見込まれ、この通知を受領した後に扶助費の支給決定及び支出を行う必要があること。

3 令和6年度繰越額

令和5年度予算額 1,655,623,000 円

令和6年度繰越額 280,770,000 円

4 繰越明許費の内訳

報酬、職員手当等、共済費、旅費、役務費、委託料、扶助費

5 繰越財源

未収入特定財源 64,783,000 円（国庫補助金）

一般財源 215,987,000 円

接種費用及び健康被害救済給付に係る経費については、今後の支出実績に応じて国庫負担金が令和6年度以降に交付決定される予定であるため、繰越計算書上は一般財源とした。

令和5年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4 衛生費	1 保健所費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	円 1,655,623,000	円 280,770,000	円 0	円 64,783,000	円 215,987,000